

# 答 申

## 第1 審査会の結論

「住民監査請求に係る請求人の陳述を録音した電磁的記録」(以下「本件記録」という。)を、不開示とした狭山市代表監査委員の決定については、取り消すのが妥当である。

## 第2 異議申立ての経緯

- 1 平成25年8月16日、本件異議申立人(以下「申立人」という。)は、本件記録について、狭山市情報公開条例(平成13年6月28日条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、狭山市代表監査委員(以下「実施機関」という。)に対し、公文書の開示の請求をした。
- 2 平成25年8月27日、実施機関は、本件記録につき、当該開示請求に係る録音記録は公文書ではないため文書不存在として、不開示の決定をし、申立人に通知した。
- 3 平成25年10月22日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、異議申立てをした。
- 4 平成25年11月5日、実施機関は、条例第20条の規定に基づき、狭山市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に、公文書開示審査諮問書を提出した。
- 5 平成25年11月8日、審査会は、実施機関に対し理由説明書の提出を求め、平成25年11月12日付けで理由説明書を受理し、平成25年12月26日、実施機関の担当部署の職員より意見を聴取した。
- 6 審査会は、平成25年12月17日付けで申立人の意見書を受理し、平成25年12月26日、申立人から意見を聴取した。

### 第3 申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

申立人が行った本件文書の開示請求に対して、実施機関が平成25年8月27日付けで行った不開示決定について、その処分の取り消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

申立人は、異議申立書及び意見書において、次のように主張した。なお、当該主張に関し、申立人より意見を聴取した。

- (1) 本件記録は、狭山市情報公開条例第2条第2号に明記されている公文書に該当し、また、録音記録でなければ会話中の委員の発言の強弱等が再現されない。
- (2) また、録音記録は、裁判となれば証拠となるものであり、保存義務がある。

### 第4 実施機関の主張

実施機関は、理由説明書において、次のように主張した。なお、当該主張に関し、実施機関の職員に出席を求め意見を聴取した。

- (1) 本件録音記録作成のために使用したボイスレコーダーは個人所有のものであり、業務の執行にあたり記録文書を作成するために補助としてしたものである。したがって、このボイスレコーダーに録音された電磁的記録については、組織として録音したものではなく、職員にとっての紙文書が完結文書となるまでのメモ代わりとなるものである。このことから当該電磁的記録は条例第2条に規定する実施機関の職員が取得した電磁的記録であるが、取得に関与した職員個人の段階のものであり、実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有していたものではなく、また、組織において業務上必要なものとして利用し、保存している状態でもないことから、条例に定義された公文書でないものである。
- (2) 申立人は、平成25年7月24日に当該住民監査請求の陳述を実際に傍聴しており、その後7月29日に当該陳述に係る記録文書の開示請求書を提出した。

これに対し8月7日付けで部分開示決定し、該当文書における個人に関する情報を伏せた紙文書を交付している。以上のことから当該陳述の内容については把握しているはずである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、申立人と実施機関の各主張について審査した結果、以下のとおり判断する。

- 1 実施機関によれば、本件記録は、本件監査記録中の陳述記録（以下「本件陳述記録」という）を作成するためのメモ代わりとして録音したものであるから、「組織的に用いるもの」ではなく、条例第2条第2号に規定する「公文書」には該当しないと主張しているので、以下、この点について検討する。

### 2 本件記録の組織共用文書の該当性

- (1) 条例は、「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義する。

「組織的に用いる」とは、当該公文書がその作成または取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味するとされる。そして、「組織的に用いるもの」に該当するか否かは、当該文書等の作成または取得の状況、利用の状況、保存または破棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

- (2) 本件記録の内容である請求人の陳述は、当該請求人が監査委員に対してなした地方自治法第242条第1項の住民監査請求にもとづき、平成25年7月24日に実施された請求人の意見陳述であり、これをボイスレコーダーで電

磁的に記録したものである。

また、請求人の意見陳述は、監査を行うにあたり、地方自治法第242条第6項で規定された手続きである。

狭山市監査基準（以下「監査基準」という。）によれば、事務補助職員心得として、実施機関の職員には、監査終了後の監査記録の作成と監査委員に対する報告が義務付けられており、監査記録の作成にあたっては、「事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ具体的に記述する」ことが求められている（監査基準第5条5号、6号）。

このため、正確な本件監査記録を作成するため、監査の実施にあたっては、実施機関の職員がそれぞれ持ち回りで担当者を決め、ボイスレコーダーを使用して、関係者の発言内容を電磁的に記録し、後日、電磁的に記録された発言内容を再生して、本件監査記録を作成していたものである。

実施機関の職員の使用するボイスレコーダーは合計3台あり、このうち1台が本市の備品で、残りの2台は職員個人の所有であったが、職員所有のボイスレコーダーであっても、職員がこれを自宅に持ち帰ることはなく、普段は職員の机の引き出しに保管し、必要に応じてこれを使用していたのであって、机の引き出しには施錠がされることもなかった。実施機関には備品としてのボイスレコーダーが1台しかなく、職員所有のボイスレコーダーを使用しても格別、職務の遂行に支障がなかったため、特段、備品として、ボイスレコーダーの台数を追加することはなかった。

本件記録は、正確な監査記録を作成するため、持ち回りで決められた担当職員が、当該職員の所有するボイスレコーダーを使用して録音したものであり、録音後は当該職員の机の引き出しの中で保管され、当該職員が勤務時間中にこれを再生して、本件陳述記録を作成したものである。

- (3) 実施機関は、本件記録は本件監査記録が完結文書となるまでのメモ代わりで、職員個人段階のものであるから、組織としての共用文書の実質を備えた状態で

はなかったと主張する。しかし、本件記録は請求人の陳述を電磁的に記録したものであり、正確性も機械的に担保されており、それ自体で完成した独立の情報とみるべきで、そもそも内部検討に付すことが予定されていない。したがって、録音を終了した段階で、職員の個人的検討の段階を離れ、組織的に用いることのできる文書としての内実を備えるに至ったと評価するのが相当である。

また、実施機関は、本件記録は、本件陳述記録の作成後、実施機関の職員が本件陳述記録を供覧し、内容に誤りがあるかを確認したが、他の職員が本件記録を再生して、その内容を確認することもなかったので、組織において業務上必要なものとして利用し、保存している状態ではなかったと主張する。

しかし、本件陳述記録の内容について、実施機関の職員間で意見の相違が生じた場合、内容の正確性が機械的に担保されている本件記録が存在するのに、それを利用しないというのは極めて不自然である。本件記録は、本件陳述記録の内容について、他の職員より異議が出された場合に、本件記録の内容を再生して確認する必要があるため、他の職員による確認作業が終了するまでは利用可能な状態で保存しておく必要があったと考えるのが合理的である。

とすれば、本件記録が保存されたのが職員の所有するボイスレコーダーで、共用キャビネットに保管されてはいなかったとしても、職員がボイスレコーダーを自宅に持ち帰ることもなく、普段は施錠していない職員の机の引き出しの中で保管していたこと、ボイスレコーダーは実質的には備品と同様の扱いを受けていたこと、および本件記録の利用の状況を考慮すると、本件記録は、組織において利用可能な状態で保存されていたと評価するのが相当である。

- (4) 以上のような、本件記録の作成の経緯、利用、保存の状況等に鑑みれば、本件記録は「組織的に用いるもの」に該当するものと認められる。

### 3 審査委員の回避について

なお、本件審査に先立ち、磯部静夫委員より、本件事案につき、利益が相反する可能性があるので、審査に加わることを回避したいとの申し出があった。

審査会としても、審査の公平・中立性に疑義を受けないようという申し出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申し出を相当と認めた。

#### 4 結論

当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 狭山市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 岡 本 聡 治  
委 員 大 坂 恵 里  
委 員 田 村 泰 俊  
委 員 木 村 亜 矢

#### [参考] 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月22日	開示請求者より異議申立書の提出
平成25年11月5日	実施機関より公文書開示審査諮問書の提出
平成25年11月12日	実施機関より理由説明書の提出
平成25年11月19日	審議
平成25年12月17日	開示請求者より意見書の提出
平成25年12月26日	審議
平成26年3月20日	審議
平成26年3月31日	答申